

鳥取県告示第499号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
西伯郡大山町	平成23年10月3日（月）	午後1時から 午後3時まで	西伯郡大山町下甲1120 大山町中山農村環境改善センター
〃	平成23年10月5日（水）	〃	西伯郡大山町御来屋263-1 大山町名和公民館
〃	平成23年10月7日（金）	〃	西伯郡大山町末長269-1 大山町大山公民館
西伯郡日吉津村	平成23年10月12日（水）	〃	西伯郡日吉津村大字日吉津965-1 日吉津村中央公民館
西伯郡伯耆町	平成23年10月14日（金）	午前10時から 正午まで	西伯郡伯耆町大殿48-13 伯耆町農村環境改善センター
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	西伯郡伯耆町溝口647 伯耆町役場溝口分庁舎
西伯郡南部町	平成23年10月24日（月）	午前10時から 正午まで	西伯郡南部町天萬558 南部町役場天萬庁舎
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	西伯郡南部町法勝寺167-2 プラザ西伯